平成25年度第3回(第23回) 外務省契約監視委員会 議事概要

開催日及び場所		平成25年10月3日(木) 於:外務省202号会議室										
		委	員	長		中里	1 3	実				
=		委		員		中台	} ;	和弘、	三笘	裕、語	宮本 和之、	門伝明子
3	美											
抽	抽出案件							(備考)				
	一般競争方式(政府調	建に	二関3	する協	定適用	対	象)	1/22	件	審査対象:	
	一般競争方式(上記以外)							2/108	件	平成25年	∈度第1四半期	
	指名競争方式							1/9	件			
	企画競争に基づく随意契約方:								1/84	件		
	公募に基づく随	意契約方式							1/20	件		
	その他の随意契	約方式							4/187	件		
		É	Ì	計					430	件		
				意	見	・質	ĹF	問			回	答
委員からの意見・ 質問、それに対す る外務省の回答等												
		別紙のとおり								別紙のとおり		
委員会による意見 の具申又は勧告の 内容										•		
		なし	,									
その他		なし	,									
Щ												

委 員 外 務 省

1.物品・役務等の契約(総括表)

(特段の意見等なし)

2. 指名停止等の運用状況

(特段の意見等なし)

3.再度入札における一位不動状況

(特段の意見等なし)

4.低入札価格調査制度調査対象の発生状況

(特段の意見等なし)

5.抽出案件の審議

- 11「APECビジネストラベルカード (ABTC)の製造・納入」業務委嘱(公募) 受注事業者以外に本件応募が可能な事業者は どのくらいあるのか。

本件制度については、どのように広報されているのか。また、潜在的な需要に比して発給 枚数が少ないようにも感じられるが、どのように考えるか。

予定価格の算出にあたっては、どのように行っているのか。また、受注事業者以外の事業者から参考見積もりの入手等を行っていないのか。

特に把握していないが、製造技術に関する要件が明らかにされていることから他の事業者でも応募は可能と思われる。また、本件は平成23年度より公募を行っているもので、応募があったのは受注事業者のみであった。

本件制度については、経団連等の経済4団体の知るところであり、また、当省ホームページ上に掲載している。なお、発給枚数は一概に少ないわけではない。他方、国際的な信頼性も高い日本国旅券所持者にとっての本カードの必要性については、今後分析していく必要があると思料する。

予定価格の算出については、カード1枚あたりの単価によるものである。平成15年度の制度発足以来現在まで単価に変更は生じておらず、前年度と同様の単価としている。なお、受注事業者以外の事業者からは参考見積もりの入手等を特に行っていない。

- 8公用iPad購入(指名競争入札)

契約中であった24台を途中解約し、新規に50台を調達した理由如何。

事業者変更に伴い電話番号も変更となる等の 不具合は発生していないのか。

国際会議での配布資料等がiOS用の専用アプリにより配信されることが多いとのことであるが、他のOSにて対応可能な国際会議専用アプリは存在しないのか。

- 100「ネットワーク対応型インクジェット式プリンター(110式)」の購入(一般競争入札)

非常に低い落札率となっており、また、落札 事業者は他の契約案件においても同様に、非 常に低い落札率となっているものがあるが、 そうした理由如何。また、予定価格の算出方 法について考慮の余地があるのではないか。

本件契約による機器本体の購入は安価に行う ことが出来たとしても、その後の消耗品費等 の維持経費が割高となるのではないか。 契約中であった 2 4台については、一部の事業者のみが i Padを取り扱っていた時期に調達したものである。他の事業者も参入した現在においては競争により有利に調達することが可能であると考え、また、途中解約に係る手数料についても調査したところ、無料となる可能性があることが判明したため、途中解約を行った上で、新規に購入したものである。

電話としては利用しておらず、また、電話番号は付加されていないため、不具合は発生していない。

他のOSにて対応可能な国際会議専用アプリ もあるかも知れないが、国際的に最も一般的 に使用されているものがiOS用の専用アプ リであるため、iPadを選択の上、調達し た。

本件予定価格については、落札事業者を含む 複数の事業者より参考見積もりを入手の上、 算出したものである。なお、落札事業者にお いては他の契約で当省に出入りする機会が多 くある状況から経費抑制が可能であったと思 料する。なお、今後の予定価格算出にあたっ ては、過去の実績についても考慮する必要が ある。

本件調達については5年間の保守も付帯されていることに加え、消耗品費については調達 仕様書において1枚あたりの印刷単価が規定されており、また、消耗品については本件契約とは別途一般競争入札により調達されてい

る。

本件調達機器はオーバースペックとなっているのではないか。

当該機器の配置環境や利用状況を考慮の上、 印刷方式及び印刷可能な用紙サイズ等につい て検討し調達機器の仕様を決定しているた め、オーバースペックとはならないと思料す る。

- 15在コンゴ(民)大使館他用インターネット回線利用契約(随意契約)

地域によって月額借料にバラツキが生じている理由如何。

運用保守のために日本から技術者が派遣されることが想定されているのか。また、その場合の経費はどうなるのか。

受注事業者が提携するVSAT事業者の現地 通信事情等によって料金に違いが生じてい る。

受注事業者が運用監視を行っており、問題が 発生すれば遠隔操作で修理したり、提携する 現地通信事業者に依頼して修理及び保守を行 うこととなっているため、原則日本から技術 者が派遣されることはない。なお、いずれに しても本件契約における運用保守の範囲内で あり、当省の追加的な経費負担は生じない。

- 2 1 「交付窓口端末一式の賃貸借・保守」 業務委嘱(一般競争入札:政府調達)

人件費に係る単価はどのような場合に適用されるのか。また、同単価はどのようにして決定されたのか。

賃貸借契約については、契約期間終了後に別 途随意契約の締結が予定されているが、こう した契約の仕組みとする理由如何。 交付窓口端末のセンドバック保守を行うにあたり実際の保守業務を行う技術者に適用される1時間あたりの労働単価である。なお、単価の設定にあたっては、契約実績等をもとに、同種の作業を行うシステム・エンジニアの労働単価を勘案の上、同単価を下回る価格を適用した。

国庫債務負担行為に基づく契約は最長5か年度とされていることから、以降の契約については別途随意契約の締結を予定しているものである。なお、計5年間の賃貸借契約が予定されていること及び減価償却した機器については入札価格の1/10程度にて契約の延長

本件契約の相手先が2者となっている理由及びそれぞれの役割はどのようなものか。また、本件のように相手先が2者となるような契約は他にもあるのか。

- 34「領事業務の業務・システム最適化計 画推進コンサルティング」業務委嘱(企画競 争)

本件コンサルティング契約の中には、現地における工事管理や作業員の派遣等も含まれているのか。

本件契約は企画競争によるものであるが、予 定価格は予め提示していたのか。

- 48「法律顧問」業務委嘱(随意契約) 相談の分量及び相談料はどの程度であるのか。

担当弁護士が移籍すること等もあると思うが、そうした場合において随意契約先事業者の変更や再委託等を検討することはあるか。

本件契約は、一般的な行政事務等に係る諸問題に対する助言を得るためのものであるが、「法律顧問」との名称であると、対外問題や外交問題に係る国際法的な観点からの助言を得るためのものとの誤解が生じ、妥当ではないのではないか。

が可能であることが、調達仕様書にそれぞれ 明記されている。

本件は賃貸借業務と保守業務に分かれている ため契約の相手先が2者となる。なお、本件 のように契約の相手先が2者となるような契 約もしばしば行われている。

在外公館における作業については現地の領事 担当者が行うこととされており、現地に向け た作業員の派遣等はない。

調達説明書における予算額として予め提示されている。

過去5年間の実績から、年平均相談時間は約300時間程度であり、1時間あたりの相談料は約3万円強程度となっている。

担当弁護士個人ではなく、受注事業者として 種々の対応ノウハウがどれくらい蓄積されて いるかが重要であり、当省が直面する様々な 問題に一貫性をもって対応していくために は、同事業者への委嘱がより適当である。

受注事業者との間において御指摘の認識の相 違はなく、本名称を用いた活動もしていない と承知している。

委 員

外 務 省

- 147「総理のロシア及び中東訪問に伴う チャーター機運航」業務委嘱(随意契約)

受注事業者以外の事業者が「手配不可」となった理由如何。

用上の調整が非常に困難で機体確保の見込みがたたなかったため当該事業者より辞退の連絡があったものである。

ゴールデンウィークの最繁忙期であり機材運

- 152在ペナン日本国大使館施設新営工事(第二期)(随意契約)

工事事業者及び設計事業者ともに開発途上国 における日本国大使館等施設に係る工事及び 設計の受注実績があるのか。

付加価値税は発生しているのか。

現地労働者による作業及び工事事業者による 作業の範囲はどのようになっているのか。

- 87「外務省研修所語学講師管理システム 更新」業務委嘱(一般競争入札)

現有システムを構築した事業者は既に廃業・ 倒産しているとのことであるが、今次事業者 の決定にあたって、落札事業者が健全な財政 状況であるか等の確認は行っているのか。 両事業者ともに開発途上国における日本国大 使館等施設に係る受注実績を有している。

付加価値税は発生していない。

現地労働者による建設役務の提供を除いた工 事管理及び品質管理については、工事事業者 の技術者が行っている。

一般競争入札による調達であるため、いずれの入札事業者についても入札公告による「競争に参加する者に必要な資格に関する事項」をクリアする者であることが確認されており、落札事業者についても問題がないものと判断した。